別表 (第 8条関係)

区分	サービスの種類	1単位の単価	単位数		
第1号訪問事	予防専門型訪問	10円に厚生労働大臣	(1月あたり)		
業	サービス	が定める1単位の単価	イ 予防専門型訪問介護費 (I) 1,168単位		
		(平成24年厚生労働	口 予防専門型訪問介護費(Ⅱ) 2,335単位		
		省告示第94号。以下	ハ 予防専門型訪問介護費(Ⅲ) 3,704単位		
		「単価告示」とい	サービス提供責任者を配置している事業所は所定単位数の 100 分		
		う。)に定める名古屋			
		市の地域区分における			
		訪問介護の割合を乗じ	又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合		
		て得た額	は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数とする。		
			二 初回加算 200単位		
			ホ 生活機能向上連携加算 100単位		
			~ (1)介護職員処遇改善加算(I)		
			イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当		
			する単位数		
			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		
			イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当		
			する単位数		
			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		
			(2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位		
			数		
			(4)介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)		
			(2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位		
			数		

	上江十河山北田		(4 日 4 4 10)		
	生活支援型訪問		(1月あたり)		
	サービス		イ 生活支援型訪問サービス費 (I) 844単位		
			ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) 1,688単位		
			ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) 2,532単位		
			ニ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 20単位		
第1号通所事	予防専門型通所	10円に単価告示に定	(1月あたり)		
業	サービス	める名古屋市の地域区	イ 予防専門型通所介護費 (I) 1,647単位		
		分における通所介護の	口 予防専門型通所介護費 (Ⅱ) 3,377単位		
		割合を乗じて得た額	イ、ロについては、利用者の数が利用定員を超える場合又は看		
			護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の 100		
			分の 70 に相当する単位数とする。		
			ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位		
			ニー同一建物居住者等減算		
			(1) イを算定する場合 376単位		
			(2) 口を算定する場合 752単位		
			ホ 生活機能向上グループ活動加算 100単位		
			へ 運動器機能向上加算 225単位		
			ト 栄養改善加算 150単位		
			チ 口腔機能向上加算 150単位		
			リ(1)選択的サービス複数実施加算(I)		
			480単位		
			(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		
			700単位		
			ヌ事業所評価加算 120単位		
			ル (1) サービス提供体制強化加算 (I) の 1		
			イを算定する場合		
			1 世界化 1 0 勿日 1 4 年化		

	口を算定する場合 144単位 (2)サービス提供体制強化加算(I)の2 イを算定する場合 48単位 ロを算定する場合 96単位 (3)サービス提供体制強化加算(II) イを算定する場合 24単位 ロを算定する場合 48単位 フ(1)介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4)介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ミニデイ型通所 サービス	(1月あたり) イ ミニデイ型通所サービス費 (I) 1,371単位

	ロハ	自己評価・ユーザー評価事業参加加算 介護予防改善加算	2 0 単位 5 0 単位
運動型通所サービス	(1 1	回あたり)	2 3 0 単位
	(1 ロ ハ	月あたり) 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 介護予防改善加算	2 0 単位
	三	評価加算	50単位 230単位

備考

- 1 日割りについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用(平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課/事務連絡)」により算定を行う。
- 2 予防専門型訪問サービスのへ、予防専門型通所サービスのル及びヲに規定する加算に係る費用の額については、第10条に規定する支給限度額の算定対象外とする。
- 3 利用者が一の指定第1号訪問事業所において指定第1号訪問事業を受けている間は、当該指定第1号訪問事業所以外の指 定第1号訪問事業所が指定第1号訪問事業を行った場合に、第1号訪問事業費は、算定しない。
- 4 利用者が一の指定第1号通所事業所において指定第1号通所事業を受けている間は、当該指定第1号通所事業所以外の指 定第1号通所事業所が指定第1号通所事業を行った場合に、第1号通所事業費は、算定しない。